

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和元年9月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

9番、東梅康悦君及び10番、及川 伸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月17日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月17日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告についてを行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめお手元に配付しておりますので、ごらん願います。

次に、本日まで受理した請願はございません。なお、陳情等につきましては、お手元に配付の資料とおりにありますので、報告いたします。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会及び岩手県沿岸南部広域環境組合議会の報告については、お手元に配付しております概要の報告のとおりですので、ごらん願います。

日程第4 町長の所信表明演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長の所信表明演述を行います。

町長、ご登壇願います。

（町長 平野公三君 登壇）

○町長（平野公三君） 本日、ここに令和元年大槌町議会9月定例会の開会に当たり、今後4年間の町政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、議員各位におかれましてはさきの町議会議員選挙において選挙戦を勝ち抜かれ、御当選をされたことにこの場をおかりしてお祝いを申し上げます。私の町長選挙におきましては無投票という結果で、町民の皆様から及第点をいただいたと受けとめ、2期目となる町政運営のかじ取り役を担わせていただくことに課せられた使命と責任の重さを改めて痛感しており、身の引き締まる思いであります。

4年前、私は町のかじ取り役としての責任と復興を一日でも早くなし遂げる覚悟を持ち、今後の10年、20年先を見据えた事業の選択と集中を図り、町民みずからが誇れる町を目指しさまざまな取り組みを進めてまいりました。特に、町のにぎわいを創出するためには土地区画整理事業で整備した町の顔となる中心市街地及び各地区の中心地の再生が必要と判断し、住民や事業者、事業者の集積を図るために土地利用を可視化した見える化図面を公表し、空き地バンク制度及び宅地取得補助制度、住宅建設補助制度を創設し、実施してまいりました。

東日本大震災津波の伝承においては、忘れない・伝える・備えるの3つのコンセプトのもと、震災で犠牲となられた621名の方々の人生の歩みをつづった「生きた証回顧録」、震災直後からこれまでをつづった「生きる証」を発刊することができました。また、私の公約であった旧役場庁舎の解体については町民の皆様、議会の皆様のさまざまな意見をお聞きし、議論を重ね、町のかじ取り役として決断と責任のもと着実に進めてまいりました。

今後、2期目となる4年間は次代につなぐ大槌の大切な礎を築く重要な期間と捉えており、今年度から始動している第9次大槌町総合計画に基づき一日も早く復興の完遂を目指すとともに、経済産業、医療福祉、教育文化、空間環境などの各種施策を取り組んでまいります。また、今後予測される人口減少や少子高齢化の進展等、さまざまな町の課題について町民の皆様を初め各団体の皆様と膝突き合わせた対話、議論、検討の場を

設け、安心して暮らしていける魅力あふれる町の実現に向け着実に取り組んでまいります。

新たな任期4年間に当たっては町政運営に対する基本的な方針について申し上げます。

近年、大槌町を取り巻く社会情勢において喫緊の課題は人口減少であり、当町の令和元年9月現在の人口は1万1,715人と震災以後8年間で1,911人減少しており、割合では14%減少しております。また、65歳以上の割合においては震災以後8年間で29.8%から37%と大きく変動し、少子高齢化の進展が著しい状況であり、町財政の根幹である交付税など税収の減少が予測されることから、持続可能なまちづくりに向けたさまざまな取り組みが重要であります。そのためにも、今年度から始動している第9次大槌町総合計画を着実に実施するとともに、議会を初め町民の皆様と一緒に魅力ある人を育て新しい価値を創造し続ける町大槌の実現に向け全身全霊で取り組んでまいり所存であります。

震災復興の収束が視野に入中、この大槌を未来の世代につないでいくためのまちづくりはこれからが正念場です。日々変化し続ける社会情勢や生活環境の多様な地域課題に町民の皆様とともに対応してまいりたいと考えております。直近では地域コミュニティーの再生とともに住民・団体による地域おこしや困りごとの解決に向けた活動が町内各所において広がりを見せており、大変頼もしく感じているところであります。こうした住民主体の活動を引き続き支援していくとともに、自助・互助・公助の枠を越え町民と行政が課題や目的を共有しともに汗をかく協働によるまちづくりに向け連携と合意形成の場づくり等の検討を進めてまいります。

当町は全国の自治体の102団体を初めとする民間企業等5団体から延べ931名の派遣をいただき、今日まで復興事業に取り組んでまいりました。震災から8年6カ月を経た今、生活に密着したインフラ整備はおおむね終息しつつある中、持続可能な町を実現するため将来を見据えた行財政運営にかじを切る必要があります。今後、復興事業の収束や将来の行政運営を見据え組織の再編やプロパー職員の体制について検討を進め、職員一人一人のスキルアップを図り、これまで以上に人材育成に取り組んでまいります。

財政面では公債費等の将来負担は健全な状態を維持している一方で、人口減少に伴い普通交付税は年々減少している状況であり、これまでも進めてきた事業見直しや経常経費の削減による収支の均衡を図るとともに、町民所得の向上を図っていくことが今後の町政運営の鍵を握っていると考えております。そのためにも、国・県の動向を注視しつつ自主財源であるふるさと納税の取り組みを進め、地域の魅力を町外に発信するとともに

に地元事業者と協働しながら自主財源の確保に努めてまいります。

第9次大槌町総合計画に掲げる将来像の実現に向け、今後4年間の各分野における取り組みを各種施策を切れ目なく連動させ、次のとおり進めてまいります。

初めに、産業を振興し町民所得を向上させるため、次の取り組みを進めてまいります。

農林業や漁業などの第1次産業については、後継者の確保に努めるとともに地場産業活性化センターを幅広く周知し、持続的なソフト事業への展開を図り、農林漁業者を含めて6次産業化の取り組みを支援いたします。商工業やサービス業については金融機関を初め関係機関との連携をさらなる強化を図り、創業に対する包括的な支援を進めてまいります。

観光については、東京オリンピック2020において今般震災時に多大な支援をいただいた台湾を相手国とする復興ありがとうホストタウンに承認されたことから、これを契機に台湾との交流を進めるとともに外国人観光客の誘客拡大につなげ、交流人口の拡大を図ってまいります。また、町外からの道路の玄関である三陸沿岸道路大槌インターチェンジはさらなる交流人口拡大に寄与するものと捉えており、通過されないまちづくりを進めるためにも町の魅力である海、食、郷土芸能、景観の発信やさまざまな方々が集える場の整備を検討してまいります。

中心市街地の活性化については被災事業者の再建や駅前のにぎわい再生につながることを目的とした大槌町テナント施設整備補助金や新たな産業を創出し広域商圏人口を取り込むことによる交流人口の拡大及び就業機会の確保を図り、町のにぎわいを創出することを目的とした「大槌町まちなにぎわい創出施設整備補助金」など中心市街地の活性化への基盤づくりに取り組んできたところであります。今後も中心市街地の活性化に向けどこにどういった事業内容が最善であるか関係者と検討を深め、効率的で効果的な取り組みを進めてまいります。

移住・定住策の取り組みについては地域産業の活性化、教育・子育て環境、医療福祉の充実など総合的な推進を図るとともに、土地区画整理区域内の土地も有効的な活用につなげる支援制度の継続と新たな施策の検討を進め、大槌町に住んでいる大人も子供も町の魅力に愛着を感じ、住みたい、働きたい、結婚して子育てしたいと思う魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、健康でぬくもりのあるまちづくりの取り組みであります。当町の地域福祉を取り巻く環境は復興の進展とあわせて日々変化しており、多様なニーズに対応した施策の

推進が必要とされております。その中でも、特に地域福祉の基礎となるコミュニティーの再生が喫緊の課題であります。若者からお年寄りまで、町民誰もが安心して生きがいを持って生活することができるよう、多様な団体の協働による包括的な支援体制の充実と住民相互の支え合いによる福祉コミュニティーの構築を図り、地域福祉の体制づくりを推進してまいります。

健康づくりの推進については、生涯を通じた健康づくりの推進の実現を目指し心身ともに健康で質の高い生活を送ることができるよう脳血管疾患を初めとする生活習慣病を予防するため、町民一人一人がみずからの健康に注視する健康相談や講座など効果的な保健事業の展開を進めるとともに、保健事業の拠点となる保健センターの整備を進めます。また、食生活の改善や運動習慣の定着などを進め生活習慣病の予防を図るため、岩手県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入し、糖尿病に係る未受診者や治療中断者に対して重点的な受診勧奨の実施や重症化するリスクの高い方へ個別の保健指導を実施するとともに、町民一人一人のきめ細やかな健康的な生活習慣の確立を支援し、健康寿命の延伸を進めてまいります。

子育て環境において国では本年10月から3歳以上の子供、3歳児未満の住民税非課税世帯の子供の幼児教育・保育無償化がスタートします。これにあわせ町ではさらに子育て世帯の経済的負担軽減を図るため国の制度の対象外となる3歳未満の住民税課税世帯の子供の保育料と3歳以上の副食費の保護者負担について無償化を実施します。また、継続して民間保育所等における保育士確保を支援するため町では独自の処遇改善を図り、地域の関係機関と連携し保育の質の向上と待機児童数ゼロを目指し子育て環境の充実を推進してまいります。子供の幸せを第一に考え、大槌で子育てをしたいと思っただけのような子育て環境を目指し、全ての人が安心して子育てができるよう包括的な支援体制を整備し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない取り組みを進めてまいります。

高齢者支援においては、平成28年度から進めてきた認知症施策の総合的な推進の一環である成年後見センター等の立ち上げについて令和元年7月1日に釜石市と遠野市及び大槌町の2市1町で後見センター設立に関する基本協定を締結し、釜石遠野地域成年後見センターが釜石市内に開所したところであります。今後、日常生活でお困りの高齢者及び障害者等をその家族が安心して日常生活を送るよう権利擁護の相談窓口の周知を図り、成年後見制度等の説明や手続の支援をしてまいります。

教育と文化の取り組みについては大槌町教育大綱を柱に据え、本年3月に策定した大

槌町子供の学び基本条例をもとに教育委員会との連携をさらに深め、推進してまいります。学校教育においてはゼロ歳から18歳までの連続した教育の充実にさらに努めてまいります。また、小中一貫教育における9年間を貫く学びや生きる力、ふるさと創生を狙いとしたふるさと科、さらには大槌高等学校と町が協働して取り組んでいる高校の魅力化の推進により一層力を入れてまいります。小中一貫校の推進では小中一貫校を縦系に、コミュニティ・スクールを横系に学校、家庭、地域、行政が密接にかかわり合い、学校はもとより大槌町民が総がかりで子供たちの心と身体を育て、それらが織りなす大槌型教育のコミュニティ・スクールの充実発展につなげる取り組みを進めてまいります。また、誰もが安心して通学ができる環境を確保するため、大槌町から岩手県立釜石祥雲支援学校へ通う児童生徒が町内から乗降できる登下校用通学バスの運行について、岩手県を初め関係機関へ現状を伝え早期実現に向けて引き続き要望活動を実施してまいります。

生涯学習の推進につきましては、現在赤浜分館建設に伴い第2期の施設整備に係る工事を進めており、本年度末には整備が完了する予定であります。今後は各分館や集会所を中心に地域単位での生涯学習活動の支援を行ってまいります。一方、復興事業に伴う町営の野球場やサッカー場等の整備につきましても、早期の完成を目指し積極的に事業を進めるとともに、こうしたスポーツ施設が整備された暁にはさまざまなスポーツ大会や各種レクリエーションの開催など町内外の人的交流につながるスポーツ・文化の取り組みを進めてまいります。また、町の魅力である郷土文化に誇りを持ち、積極的に活動している町内団体が主体となった郷土芸能の魅力の発信や次世代への継承につながる活動ができる環境をつくってまいります。

震災伝承の取り組みにつきましては震災から今日までソフト・ハード事業を合わせ10項目にわたる事業を展開してまいりました。東日本大震災津波の災害の悲惨さや亡くなられた方々のことを忘れないこと、命を守る教訓を語り伝えることは私たちに課せられた共通の使命です。去る8月5日に発刊した「岩手県大槌町東日本大震災記録誌生きる証」は、これまで支援いただいた全国の各市町村、団体、関係者に寄贈するとともに購読希望者に販売しており、町内を初め全国からたくさんの問い合わせをいただき、改めて真摯に伝えていくことの大切さを痛感をしているところであります。今後も文化活動交流施設を中心に「鎮魂・慰霊」と「教訓・伝承」の基本コンセプトである「忘れない」、「伝える」、「備える」をより効果的に進め、防災力の強化、地域活性化につなげていきたいと強く思っております。

次に安全と快適の取り組みであります。災害に強いまちづくりの推進につきましては地域防災の核となる自主防災組織の活動を支援し、活性化を図るとともに地域の自発的な自助・共助の取り組みを強化し、より多くの地域住民への働きかけが地域ぐるみで行われるよう防災サポーター等地域防災力の中核を担う人材を育成するための取り組みや学習の場を充実させ、地域防災力の充実強化を図ってまいります。そして、「鎮魂・慰霊」と「教訓・伝承」の基本コンセプトである「忘れない」、「伝える」、「備える」を実行するため、町職員を初め町民の方々も含めた防災への意識高揚と地域と行政の連携強化を図るための実践的な防災訓練を積み重ね、自助・共助・公助が一体となった町内全域の地域防災力の向上に取り組んでまいります。

次に、被災者の住宅生活再建支援について申し上げます。本年3月をもって土地区画整理、防災集団移転及び漁業集落防災機能強化事業による1,401宅地の整備が完了し、随時引き渡しを進めているところであります。また、災害公営住宅整備事業についても計画戸数876戸のうち最後の7戸が今月に完成します。あわせて、災害公営住宅の一般供用に向けた関係機関との協議、戸建て住宅の払い下げを進めてまいります。こうした面整備・災害公営住宅整備の完遂、被災者の恒久住宅への移行の進展に伴い48カ所あった応急仮設住宅団地は現在16カ所まで縮小しております。今なお応急仮設住宅での暮らしを余儀なくされている皆様には、それぞれの課題や悩みに対応した相談支援等を通じ最後のお一人まで寄り添い、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続してまいります。

犯罪・事故のない安心安全な町を目指し警察等の関係機関と連携し防犯体制の強化や高齢者を初め子供、運転者などに対する交通安全指導の強化、効率的な交通安全のPRなど意識啓発を図ってまいります。

また、社会資本整備につきましては安全かつ利便性の高い町道の維持管理及び整備に取り組むとともに、橋梁等の老朽化対策として点検・補修を行い、施設の長寿命化を図るよう取り組んでまいります。

以上、私の町政運営に関する所信について一端を述べさせていただきました。4年前の所信表明においては私は震災の犠牲者をいかなる方法で追悼し、津波の被害や防災の教訓をどう後世に伝えていくかという大きなコンセプトの中で考えることが大切と考え、「忘れない」、「伝える」、「備える」という3つの言葉のもと進めてまいりました。今後のまちづくりにはこの3つのコンセプトをもとに震災の伝承のみならず地域振興に

つながるものに進化させていきたいと考えております。復興に向けて着実に進む中、平成23年12月にオープンした復興きらり商店街はこれまでに町内48事業者の営業支援と本設再建を目指す事業者への役割が果たされ、今年度で幕を閉じます。これまで被災地大槌町に来訪していただいた皆様に改めて感謝を申し上げます。今後の跡地利用の検討に当たっては、復興計画において文教ゾーンと位置づけられることや社会の取り巻く環境変化など幅広い視点で捉えながら、町民の皆様とともに新たな大槌町の特徴となるような活用を検討してまいります。今期4年間、さまざまな課題から目を背けず町民と行政が本音で語り幾多の対話を通じて私たちの今だけではなく子供や孫たちの未来につながる施策の発想を得ようとする姿勢を大切にしながら町政を運営してまいりたいと考えております。そのためにも「魅力ある人を育て新しい価値を創造し続けるまち」を町民の皆様とともに目指しながら1,426日を1日たりとも無駄にせず、幾多に及ぶ課題に真摯に向き合い粉骨砕身全身全霊で取り組んでまいり所存であります。

最後に、町民の皆様並びに議員の皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、新たな船出となる第2期目の私の所信表明といたします。



- 日程第 5 報告第16号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第17号 健全化判断比率の状況の報告について
- 日程第 7 議案第81号 大槌町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第82号 大槌町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 9 議案第83号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第84号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第86号 町道の路線廃止について
- 日程第13 議案第87号 令和元年大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めるこ
とについて
- 日程第14 議案第88号 令和元年大槌町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）を定めることについて
- 日程第15 議案第89号 令和元年大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
を定めることについて

日程第16 議案第90号 令和元年大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算
(第1号)を定めることについて

日程第17 議案第91号 令和元年大槌町介護保険特別会計補正予算(第1号)を
定めることについて

日程第18 議案第92号 令和元年大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
号)を定めることについて

日程第19 議案第93号 令和元年大槌町水道事業会計補正予算(第1号)を定め
ることについて

日程第20 認定第1号 平成30年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第21 認定第2号 平成30年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第22 認定第3号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第23 認定第4号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

日程第24 認定第5号 平成30年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第25 認定第6号 平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について

日程第26 認定第7号 平成30年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長(小松則明君) 日程第5、報告第16号工事請負変更契約締結の専決処分の報告に
ついてから日程第26、認定第7号平成30年度大槌町水道事業会計決算の認定についてま
で、22件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(三浦大介君) 令和元年9月大槌町議会定例会における報告2件、議案13件
及び認定7件につきまして一括で提案理由を申し上げます。

報告第16号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、赤浜地区公民館復興
まちづくり支援施設建設工事の変更契約に関し専決処分をしたことから報告するもので

あります。

報告第17号健全化判断比率の状況の報告については、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

議案第81号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴う印鑑登録証明事務処理要領の改正通知を踏まえ、所要の改正をするものであります。

議案第82号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第83号工事請負契約の締結については、沢山地区污水管路新設工事（迫又1工区）に係る契約であります。

議案第84号工事請負契約の締結については、町道小鎚線外舗装修繕工事に係る契約であります。

議案第85号工事請負契約の締結については、町道小鎚線道路改良（橋梁下部工）工事に係る変更契約であります。

議案第86号町道の路線廃止については、復興事業に伴う全部廃止13路線、一部廃止3路線であります。

議案第87号から議案第93号までについては、各会計の補正予算であります。

議案第87号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについては、人件費、東日本大震災津波復興交付金返還金、郷土材活用湧水エリア整備等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に70億3,381万7,000円を追加し、歳入歳出総額を280億9,427万2,000円とするものであります。

第2条では繰越明許費の追加2件、第3条では債務負担行為の追加1件、第4条では地方債の追加2件、変更4件の補正であります。

議案第88号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金、返還金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に2,040万7,000円を追加し、歳入歳出総額を18億1,921万9,000円とするものであります。

議案第89号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、東日本大震災復興交付金基金繰入金、町方地区雨水排水路整備工事等の計上

に伴う補正であり、歳入歳出予算に1億185万5,000円を追加し歳入歳出総額を17億1,406万3,000円とするものであります。

第2条では地方債の変更1件の補正であります。

議案第90号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金、地方公営企業法的化業務委託料等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に229万9,000円を追加し歳入歳出総額を12億6,486万1,000円とするものであります。

第2条では地方債の変更1件の補正であります。

議案第91号令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金、介護給付費準備基金積立金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に5,476万9,000円を追加し歳入歳出総額を15億3,799万5,000円とするものであります。

議案第92号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、特別徴収保険料、後期高齢者医療広域連合納付金等による補正であり、歳入歳出予算に701万4,000円を追加し歳入歳出総額を1億3,186万5,000円とするものであります。

議案第93号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、人件費及びアセットマネジメント策定業務に伴う収益的支出の増額と遠隔監視システム工事等による資本的収入及び支出の減額補正であり、収益的支出の予定額に3,146万6,000円を追加し総額を3億8,617万6,000円、また資本的収入の予定額から788万円を減額し総額を7億3,016万3,000円、資本的支出の予定額から788万円を減額し総額を8億881万8,000円とするものであります。

認定第1号から認定第7号までについては、各会計の決算の認定であります。

平成30年度大槌町歳入歳出決算書1ページをお開き願います。

認定第1号平成30年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額430億7,148万6,000円に対し収入済み額340億6,723万5,189円、支出済み額319億2,448万3,171円であります。歳入歳出差引額は21億4,275万2,018円で、繰越明許費等に充当する財源7,506万5,000円を差し引いた実質収支額は20億6,768万7,018円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第2号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、

予算現額19億7,699万5,000円に対し収入済み額19億8,698万4,054円、支出済み額18億551万5,252円であります。歳入歳出差引額は1億8,146万8,802円であり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第3号平成30年度大槌町下水道事業特別会計決算の認定については、予算現額34億2,824万8,000円に対し収入済み額22億3,092万1,587円、支出済み額22億2,210万6,554円であります。歳入歳出差引額は881万5,033円であり、繰越明許費等に充当する財源390万円を差し引いた実質収支額は491万5,033円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第4号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定については、予算現額13億5,308万円に対し収入済み額8億7,391万6,305円、支出済み額8億6,381万3,501円であります。歳入歳出差引額は1,010万2,804円であり、繰越明許費等に充当する財源7万5,000円を差し引いた実質収支額は1,002万7,804円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第5号平成30年度大槌町介護保険特別会計決算の認定については、予算現額14億9,599万円に対し収入済み額14億9,908万9,295円、支出済み額14億3,886万193円あります。歳入歳出差引額は6,022万9,102円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第6号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、予算現額1億2,573万1,000円に対し収入済み額1億2,457万3,961円、支出済み額1億2,345万9,321円あります。歳入歳出差引額は111万4,640円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は予算現額514億5,153万円に対し収入済み額407億8,272万931円、支出済み額383億7,823万7,992円あります。歳入歳出差引額は24億448万2,399円であり、翌年度へ繰り越すべき財源7,904万円を差し引いた6会計合計の実質収支額は23億2,544万2,399円あります。

次に、認定第7号平成30年度大槌町水道事業会計決算の認定についてであります、大槌町水道事業会計決算書1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出における収入については、決算額3億3,274万7,046円あります。支出については、決算額6億3,336万4,637円あります。

次のページをごらん願います。

資本的収入及び支出における収入については、決算額7億8,724万3,313円あります。支出については、決算額7億1,934万1,914円あります。なお、資本的収入額が資本的

支出額に不足する額8,761万8,989円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金から補填しております。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。後日設置予定の決算特別委員会において決算審査が行われますが、限られた日程であり、スムーズな議事進行とするため、決算審査に必要な資料を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整されましたので、皆様から資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、7日月曜日の午後5時までに必要な資料名を事務局長へ申し出てください。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす4日から7日までは議案思考のため休会とし、8日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日は御苦勞さまでございました。

散 会 午前10時46分

